# 会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付要綱

（令和６年４月 11 日決裁）
（令和６年 11 月８日決裁）
（令和７年３月 28 日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、会津若松市に居住し、市内の高等学校等にバス及び鉄道を利用して通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、地域における定住の維持及び公共交通機関の利用促進を図るため、予算の範囲内において会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成４年会津若松市規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　高等学校等　市内にある学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、特別支援学校の高等部若しくは高等専修学校をいう。

⑵　生徒　市内に住所を有し、高等学校等に通学する者をいう。ただし、専修学校にあっては高等課程に在籍する者とする。

⑶　保護者　生徒を保護する義務がある者をいう。

⑷　合理的経路　生徒が公共交通機関を利用して通学する必要がある場合において、最も経済的かつ合理的と認められる通学経路をいう。

⑸　通学定期券　生徒の自宅と通学する高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する生徒に対して、公共交通機関が１ヶ月以上の一定期間を利用単位として発行する券をいう。

⑹　通学費　生徒が合理的経路において通学するために当該公共交通機関に支払う通学定期券の購入に要する費用をいう。

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費は、別表に掲げる定期券の購入に要する費用とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、市内の高等学校等に通学する市内在住の生徒の保護者とする。ただし、この要綱以外の法令等による通学費の援助を受けている者については、補助対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、対象生徒ごとに算出するものとし、別表に掲げる定期券の種別に応じ、同表に定める額以内の額とする。ただし、複数の公共交通機関を利用して通学する場合の補助金の額は、原則として、それぞれの公共交通機関の利用に係る定期券の購入額を合算し、当該各定期券に定める通用期間の共通する期間に限り対象とした上で、別表の規定により算定される額以内の額とする。

（補助金の交付対象期間）

第６条　補助金の交付対象となる期間は、毎年４月１日から翌年の３月 31 日までとする。

（補助金の申請書等）

第７条　規則第４条第１項の申請書は、会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、別表に掲げる申請期間内に市長に提出しなければならない。

２　規則第４条第２項第３号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

⑴　通学定期額に関する申告書（第２号様式）

⑵　通学定期券の写し又は通学定期券の発行証明書の写し。区間、通用期間及び金額の記載がない場合は、併せて領収書等の写し

⑶　学生証の写し又は在学証明書の写し

⑷　振込先金融機関の預金通帳の写し

⑸　債権者登録申請書

⑹　その他市長が必要とする書類

３　前項の規定にかかわらず、通学定期券の紛失又は公共交通機関への返却等の理由により、同項第２号に掲げる書類の提出が困難な場合は、同意書（第３号様式）の提出をもって、これに代えることができる。

４　第２項の規定にかかわらず、過去に補助金の申請時において同項第４号、第５号及び第６号に掲げる書類を提出したことがある場合は、当該書類の提出を省略することができる。

（補助金の交付決定の通知）

第８条　規則第７条の規定による補助金の交付決定の通知は、会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付決定通知書（第４号様式）により行うものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第９条　市長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

⑴　虚偽の申請等により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

⑵　通学方法の変更その他の交付要件の変更により、市長が補助金を返還させることが適当と認めるとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、補助金の交付に関し市長が不適当であると認める事由が生じたとき。

（補助金の交付請求）

第10条　補助金の交付決定を受けた者は、会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付請求書（第５号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前になされた改正前の会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援

補助金交付要綱の規定に基づく申請（令和６年度における申請に限る。）は、改正後の会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付要綱の規定に基づく申請とみなす。

３　この要綱の施行の際現に作成されている改正前の会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　定期券の種別 | 月額定期券（１ヶ月から６ヶ月までの範囲で期間の定めがある定期券）<br>月の中途で定期券を購入した場合等にあっては、28 日を１ヶ月と見る。 | 学期定期券（学期ごとの定期券） | 年間定期券（１年間を通しての定期券） |
| 2　申請期間 | 定期券の使用開始日の 20 日後から３月 25 日まで | 定期券の使用開始日の 20 日後から３月 25 日まで | ８月１日から３月 25 日まで |
| 3　補助金の額 | 定期券の購入に要した費用から、月額 20,000 円に対象月数を乗じて得た額を控除した額 | 定期券の購入に要した費用から、月額 15,000 円に対象月数を乗じて得た額を控除した額 | 定期券の購入に要した費用から、月額 9,000 円に 12 を乗じて得た額を控除した額 |

第１号様式（第７条関係）

# 会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付申請書

年　　月　　日

会　津　若　松　市　長　あて

申請者（保護者）住所
氏名
電話番号

会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金について、次のとおり申請します。また、会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付要綱以外の法令等による通学費の援助を受けていないことを誓約します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 生徒氏名 | | | |
| 住　　所 | 会津若松市 | | |
| 学　校　名 | | 学　年 | 年 |

| | |
|---|---|
| 定期券額合計 | 円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 振込先 | 金融機関 | 銀行<br>信金　労金<br>農協　信組 | | 本店<br>支店<br>営業部 |
| | 預貯金種別 | 普通　当座 | 口座番号 | |
| | 口座名義<br>（フリガナ） | | | |

添付書類

（1）使用済みの定期券の写し又は発行証明書の写し（定期券に区間、通用期間、金額の記載がない場合は、併せて領収書等の写し）
（2）学生証の写し又は在学証明書の写し
（3）振込先金融機関の預金通帳の写し（初回申請時又は振込先変更時のみ）
（4）債権者登録申請書（初回申請時又は振込先変更時のみ）

第２号様式（第７条関係）

# 通学定期券額に関する申告書

| 定期券区間 | 定期間の期間 | 発行事業者 | 定期券額 |
|---|---|---|---|
| （　　）から<br>（　　）まで | 年　　月　　日から<br>年　　月　　日まで | | |

| 定期券区間 | 定期間の期間 | 発行事業者 | 定期券額 |
|---|---|---|---|
| （　　）から<br>（　　）まで | 年　　月　　日から<br>年　　月　　日まで | | |

| 定期券区間 | 定期間の期間 | 発行事業者 | 定期券額 |
|---|---|---|---|
| （　　）から<br>（　　）まで | 年　　月　　日から<br>年　　月　　日まで | | |

| 定期券区間 | 定期間の期間 | 発行事業者 | 定期券額 |
|---|---|---|---|
| （　　）から<br>（　　）まで | 年　　月　　日から<br>年　　月　　日まで | | |

| 定期券区間 | 定期間の期間 | 発行事業者 | 定期券額 |
|---|---|---|---|
| （　　）から<br>（　　）まで | 年　　月　　日から<br>年　　月　　日まで | | |

| 定期券区間 | 定期間の期間 | 発行事業者 | 定期券額 |
|---|---|---|---|
| （　　）から<br>（　　）まで | 年　　月　　日から<br>年　　月　　日まで | | |

| | |
|---|---|
| 定期券額合計 | 円 |

※１　表が不足する場合は、この様式を複写して記入ください。

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

申請者（保護者）住所

氏名

電話番号

第３号様式（第７条関係）

# 同意書

年　　月　　日

会　津　若　松　市　長　あて

申請者（保護者）住所
氏名
電話番号

私は、会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金の申請に際し、下記生徒に係る以下の同意事項について同意します。

記

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>生徒氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>学　校　名</td><td></td><td>学　年</td><td>年</td></tr>
</table>

| | 同意事項 |
|---|---|
| 1 | 会津若松市長が上記生徒の利用する公共交通機関（以下単に「公共交通機関」という。）に対して、当該生徒に係る通学定期券の購入内容に係る照会すること。 |
| 2 | 公共交通機関が会津若松市長に対して、上記生徒に係る通学定期券の購入内容を提供すること。 |

第４号様式（第８条関係）

会津若松市指令　第　号

住所
氏名

会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金については、会津若松市補助金等の交付等に関する規則第５条第１項及び会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して交付します。

年　月　日

会津若松市長　室　井　照　平

記

交付決定額　　円

（　条　件　）

１　申請書の内容に事実との相違が確認された場合、また、交付要件に該当しないことが確認された場合には、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。

２　その他補助金の交付に関する規程を遵守すること。

第５号様式（第 10 条関係）

会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付請求書

年　　月　　日

会　津　若　松　市　長　あて

請求者（保護者）住所

氏名

電話番号

年　月　日付け会津若松市指令　第　号で交付決定のあった会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金について、会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

1　請　求　金　額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円